長野工業高等専門学校研究設備利用申請書

令和YY年MM月DD日

長野工業高等専門学校長 殿

長野工業高等専門学校の設備の利用について許可願います。

設備の利用にあたっては、長野工業高等専門学校研究設備利用規則を遵守します。

利用者氏名		00 00			
所属機関名称		株式会社□□□□			
住所・所在地		〒 XXX-XXXX ムム県〇〇市口口XXX 丁目 XXX 番地			
連絡先		(TEL) XXX-XXXX (E-mail) ムムムム @ ○○○ ne. jp			
利用日		令和YY年MM月DD日(G)			
利用目的		ΔΔの CT スキャン			
番号		研究設備名称	利用時間帯	利用時間計	
05	産業用	P CT 装置	午前 9 時 00 分~12 時 00 分 午後 13 時 00 分~16 時 00 分	6 時間	
講習 ・ オペレーション)を希望 ※初回は「講習」、2回目以降は「オペレーション」に〇を付けてください。			午前 9 時 00 分 ~11 時 00 分 午後 時 分 ~ 時 分	<mark>2</mark> 時間	
研究設備利用料(予定)			円 ※本校側で記入します。		

(注)

太線枠内を記入して下さい。

設備利用時間は、原則として土日祝祭日及び本校の休業日を除く9時から12時及び13時から17時までです。※12時~13時は利用できません。

設備の最小利用時間は1時間です。

利用日が複数となる場合は、利用日ごとに申請書の提出が必要です。

本校で初めて設備を利用する場合は必ず講習を受講していただきます。また、2回目以降利用する場合は研究 設備担当者によるオペレーションを受けることが可能です。(別途講習料やオペレーション料が発生いたしま す)

研究設備によっては校正を実施していない場合があります。

ご不明な点は高速信号伝送評価センター(TEL: 026-295-7253)へお問い合わせ下さい。 記載していただいた情報は設備利用許可にのみ使用させていただきます。

設備の利用にあたっての注意事項

(料金の納付)

1.利用料は、原則として研究設備を利用する前に本校が指定する所定の口座に振り込んで下さい。 指定期日までに支払わない時は、研究設備の利用許可を取り消す場合があります。 また、研究設備利用後に付随する機器等の消耗が著しいと確認された場合は、別途消耗品代と して請求する場合があります。

(損害賠償)

2. 研究設備利用期間中に生じた設備の損害については、利用者においてこれをご負担いただきます。

(免責)

3. 研究設備利用期間中における利用者の損害(事故による負傷,疾病等)については、本校は責任を負いません。

(取消及び利用制限)

- 4. 次の事項に該当したときは、研究設備の利用許可を取り消し、又は利用を制限しますのでご了 承願います。ただし、利用料金を返還しない場合があります。
 - (1) 利用目的以外に研究設備を利用した場合
 - (2) 許可に係る権利を第三者に譲渡した場合
 - (3) 研究設備担当者の指示に従わなかった場合
 - (4) 本校において、当該研究設備を利用する必要が生じた時
 - (5) その他管理運営上において障害があると認められた時

(消耗品の持込)

5. 研究設備を利用する際に必要な消耗品を本校に持ち込む際は、予め研究設備担当者の確認をとって下さい。

また, 残品は必ずお持ち帰り下さい。

(管理上必要な条件)

- 6. 研究設備利用に際しては、下記に掲げる管理上必要な条件に留意すること。
 - (1) 火気取締り及び保安管理に留意すること。
 - (2)利用を終了した時、又は利用の許可を取り消された時は、研究設備担当者の指示に従って、速やかに整理整頓し原状回復すること。
 - (3) その他研究設備担当者が必要と認めること。

(その他)

7. その他必要な事項については、研究設備担当者の指示に従って下さい。 研究設備利用を終了した時は、速やかに研究設備担当者へご連絡願います。 併せて、使用時間等に変更が生じた場合は、申し出て下さい。